

令和 8 年 9 月 28 日

公 告

このたび、大村市烏帽子地区を受益地域とする県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備）の施行申請をするため、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 8 5 条第 5 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づく協議をしたいので、同法第 8 5 条第 6 項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。

また、土地改良事業計画の概要に意見がある者は、同法第 8 5 条第 7 項の規定により意見書提出されたい。

なお、縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間及び場所並びに意見書の提出方法等については下記記載のとおりである。

令和 8 年 9 月 28 日

申請人代表 住 所 大村市木場 1 丁目 927 番地

氏 名 永 田 武 義



申請人

住 所	氏 名	印
大村市玖島 27 丁目 171-13	杉本 康秀	
大村市赤佐古町 062-0	橋口 研一	
大村市徳泉以内町 818-1	松尾 忠則	
大村市木場 1 丁目 160-2	猪股 正美	

記

1 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画概要書 農村地域防災減災事業

(防災重点農業用ため池緊急整備事業) 烏帽子地区

2 縦覧の期間

令和8月9月28日 から 令和8年10月19日 まで

3 縦覧の場所

大村市役所掲示場及び農林水産整備課

4 意見書の提出方法等

(1) 提出方法 郵送

提出先

〒856-8686

長崎県大村市玖島1丁目25番地 大村市役所 農林水産部 農林水産整備課内

烏帽子地区県営農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備)

申請人代表 永田 武義

(2) 提出期限

令和8年10月19日まで

(3) 提出上の注意

① 意見書の様式は自由ですが、必ず住所氏名を記載してください。また、提出する書類は日本語に限ります。

② 意見書内容は公表させていただく場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

③ 電話でのご意見はお受けできません。